

# 平成25年度 日高川町育英奨学生募集について

経済的理由により高等学校等の修学が困難な者に対して、就学の途を開くことにより、有用な人材育成に資することを目的に奨学金を無利子貸与します。

## 1 出願資格

- (1) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
  - (2) 貸与を受けようとする者又はその親族が、日高川町に3年以上住所を有していること
  - (3) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）、短期大学又は大学（大学院を除く）に在学中の者
- （注）学資の支弁が困難と認められる者とは、本人と生計を同じくする父母又は生計中心者の総所得金額が下記に定める所得基準額以下の世帯です。

### ◇ 所得基準額

単位:円

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
総所得金額	2,700,000	3,000,000	3,300,000
給与等収入額(参考)	4,050,000	4,425,000	4,800,000

\*上記、給与等収入額(参考)はあくまで目安です。

(注)専修学校については、修業年限2年以上に限ります。

## 2 貸与額

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程） 月額 15,000円
- (2) 大学・短期大学・専修学校（専門課程） 月額 20,000円

## 3 提出書類

- (1) 日高川町育英奨学生願書（様式第1号）
  - (2) 在学証明書又は合格通知書の写し（提出された書類は一切返却しません）
- （注）提出された願書に基づき、家族状況及び所得の照会をして調査いたします。  
\*願書等の書類については、教育委員会教育課及び各支所に備えています。  
また、日高川町教育委員会ホームページ(<http://www.hidakagawa-ed.jp>)にも掲載しています。

## 4 出願期間

平成25年4月15日(月)～平成25年5月31日(金)

## 5 提出先

〒649-1323 日高川町小熊2416  
日高川町教育委員会 教育課  
(提出は郵送も可としますが、5月31日必着)

## 6 貸与決定

選考委員会に諮り、6月中に決定いたします。選考結果については出願者全員に通知します。

## 7 貸与人数

平成25年度の奨学生貸与人数は若干名とします。

■お問合せ 日高川町教育委員会 教育課 ☎22-8816

# [地震] 日頃から災害に備えましょう。



2011年3月11日に発生した東日本大震災は死者行方不明者約2万人、住宅被害83万戸（全壊・半壊・一部損壊）という甚大な被害をもたらしました。これらの地震災害は、阪神淡路大震災から約17年、新潟中越地震から約8年しか経っていません。

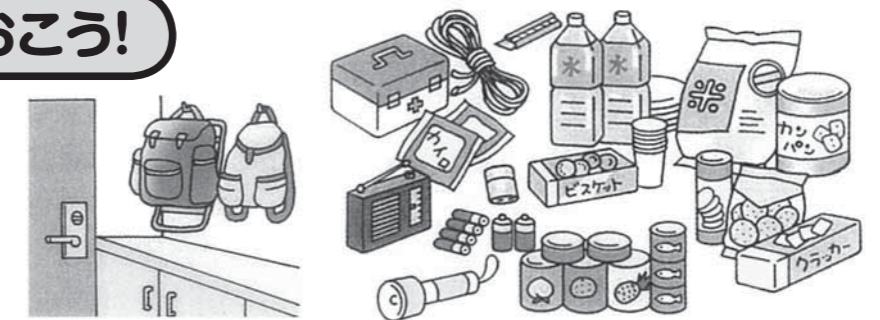
いつ、どこで襲われるか分からない災害。地震・台風・集中豪雨・土砂災害など、これらをなくすことはできませんが、被害を少しでも減らすことはできます。また災害は、必ずしもお住まいの地域で起きるとは限りません。沿岸部や都市部に出かけたりしている時に被害にあうかもしれません。

そうしたいざというときにあなたと家族を守るために、「今できること、しなければならぬこと」を考え防災対策を確認しておきましょう。

## 非常時に備えておこう!

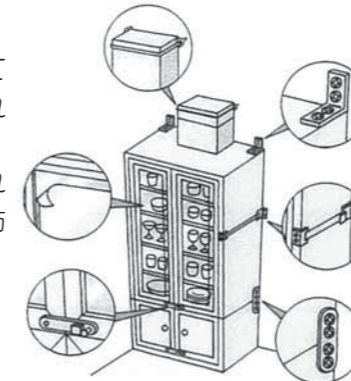
### 非常持出品・備蓄品

- ・非常持出品はリュックなどに入れてすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。
- ・停電・断水などに備えて備蓄品も準備しておきましょう。



### 家具の転倒防止

- ・家具は転倒防止器具で固定しておきましょう。重い物を下に入れておくと倒れにくくなります。
- ・冷蔵庫、テレビなどの固定も忘れずしておきましょう。（市販の防振マットなども有効です。）



### 緊急地震速報

緊急地震速報を聞いたら...

- ・頭部を保護し、落下物から身を守るために机の下などに隠れましょう。
- ・慌てて外に飛び出さないようにしましょう。（屋外の落下物にあたるおそれがあります。）また、火を消すことは重要ですが、慌てて台所に駆け込まないようにしましょう。（転倒したり、調理中の鍋が落ちてきてやけどをすることがあります。）

## 避難や災害時の連絡方法を確認しておこう!

### 家族防災会議

- ・役割分担・避難場所・家族との連絡方法など、あらかじめ家族で確認しておきましょう。

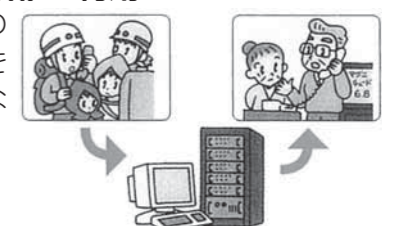


### 災害用伝言ダイヤル「171」(固定電話)の利用について

- ・災害によって電話が通じなくなったときのために、NTT災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておきましょう。（災害時で電話が繋がりにくくなった場合に利用できます）

#### ●使用方法

171をダイヤルし音声案内にしたがって録音や、再生（伝言を聞く）を行います。



### 携帯電話災害用伝言板

- 各電話会社のトップメニュー（携帯電話の）から災害用伝言板を開く。
- 各社の案内に従って伝言の登録や確認（再生）を行います。（上記はいずれも安否確認したい場合、相手の電話番号が必要です。）

■お問合せ 総務課 ☎22-1700